

市税条例改正のお知らせ

地方税法の改正に伴い、市税条例が改正されました。主な内容は次のとおりです。

市民税

問 税務課市民税係 ☎(95)9878

●未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、令和3年度課税分から以下の措置を講じます。

<ひとり親に対する「ひとり親控除」の適用>

寡婦（寡夫）控除を見直し、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有するひとり親について、新たに設ける「ひとり親控除」（控除額30万円）を同じ条件で適用します。

本人が女性の場合、男性の場合と同じ所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）を設けます。

本人が男性の場合の控除額（現行26万円）について、女性の場合の控除額（30万円）と同額とします。

<ひとり親以外の寡婦控除の見直し>

ひとり親に該当しない寡婦については、引き続き「寡婦控除」（控除額26万円）を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）を設けます。

●個人市民税の非課税の範囲の見直し

上記に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人市民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親および寡婦を対象とします。

●寄附金税額控除の特例の拡張

新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術またはスポーツに係る一定のイベントが中止などされたため生じた入場料金等払戻請求権の全部または一部の放棄を令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間内にした場合、放棄払戻請求権相当額について寄附金税額控除の対象とします。

●住宅借入金等特別税額控除の特例適用の弾力化

住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居期限である令和2年12月31日に遅れた場合において、一定の期日までに住宅取得契約を行っているなどの要件を満たし、当該住宅ローン減税に係る住宅に令和3年12月31日までに入居した者を特例措置の対象とします。

固定資産税

問 税務課固定資産税係 ☎(95)9879

●所有者が死亡している土地等を現に所有している者に係る申告の規定

土地等の登記簿上の所有者が死亡し相続登記等がされるまでの間において、納税義務者特定の迅速化・適正化のため、現に所有している人（相続人等）から、氏名・住所などの必要な事項を申告する必要があります。

●生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充及び延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援するため、適用対象に一定の事業用家屋および構築物を加え、適用期限が2年延長されます。

軽自動車税 環境性能割の臨時的軽減の延長

問 税務課管理係 ☎(95)9876

令和元年10月1日～令和2年9月30日に取得した軽自動車（自家用乗用車）の環境性能割（旧・自動車取得税）の税率を1%分軽減する特別措置が適用されていますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。

市たばこ税 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

問 税務課管理係 ☎(95)9876

葉巻たばこは、製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算する方式（重量比例課税）で課税されていますが、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこ（リトルシガー）については、1本を紙巻たばこ1本に換算する方式（本数課税）に変更されます。経過措置として、令和2年10月～令和3年9月は0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算し、令和3年10月から1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算します。